

日常生活支援住居管理職員等資質向上研修費

【令和3年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- なお、支援の標準化については、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めており、その成果を令和3年度の研修で活用することとしている。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 全国研修を2回開催（東日本、西日本で各1箇所）
- 各2日
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用等

（参考）
令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表予定

研修カリキュラム等の検討体制等

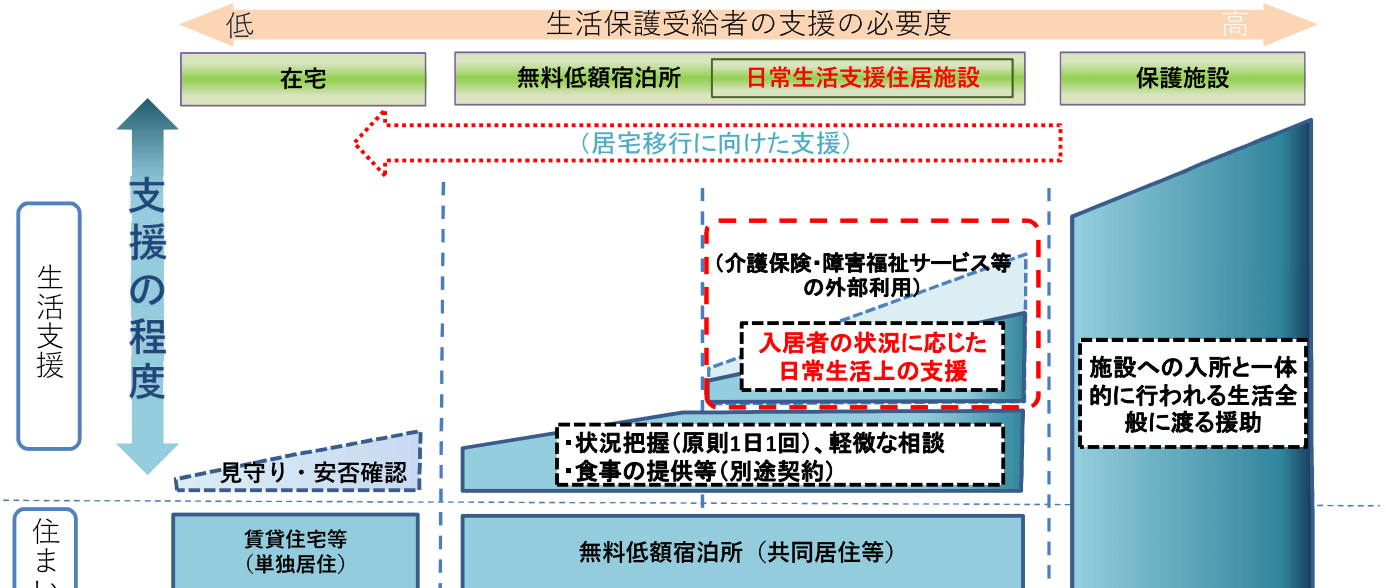
- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
- 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかやま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
- 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
- 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
- 委員 山田耕司（NPO法人抱撲常務（福岡県指定居住支援法人））
- 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
- 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
- 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
- 委員 菅野 拓（京大経済短期大学講師）
- 委員 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
- 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））

日常生活支援住居施設について

事業概要

【令和3年度予算（案）】 2,678,356千円（1,339,178千円）
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
負担率：3/4

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

○ 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)

※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。

※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の 明確化

・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の 整備

・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

防火・防災 対策

・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・ 利用料金の 適正化

・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の 防止・居宅 生活移行

・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

○厚生労働省令第 号(案)

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十九条第二項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚

生省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の四、第十五条第二項（第二十二條、第二十七條の二及び第三十三條において適用する場合を含む。）及び第二十六條の規定による基準</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(就業環境の整備)</p> <p>第六条の三 救護施設等は、利用者に対し、適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第六条の四 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知すると</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十六條の規定による基準</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>とも、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づき民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条及び第四条関係) 表一		別表第一(第三条及び第四条関係) 表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十二年厚生省令第十八号)	第八条及び第十六条の二第三号の規定による帳簿の整備	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十二年厚生省令第十八号)	第八条の規定による帳簿の整備
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、同条による改正後の救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第六条の四の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第三条 第一条の規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新基準第十五条第二項（新基準第十二条、第二十七条の二及び第三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」（新旧対照表）（案）

新	旧
社施第90号 昭和62年7月16日	社施第90号 昭和62年7月16日
第1次改正 昭和63年5月27日 社施第83号	第1次改正 昭和63年5月27日 社施第83号
第2次改正 平成8年3月22日 児発第243号・社援企第41号・老企第32号	第2次改正 平成8年3月22日 児発第243号・社援企第41号・老企第32号
第3次改正 平成8年10月4日 社援施第156号	第3次改正 平成8年10月4日 社援施第156号
第4次改正 平成12年3月31日 障第284号・社援第866号・児発第356号	第4次改正 平成12年3月31日 障第284号・社援第866号・児発第356号
第5次改正 平成15年3月31日 雇児発0331022号・社援発第0331016号・老発第0331012号	第5次改正 平成15年3月31日 雇児発0331022号・社援発第0331016号・老発第0331012号
第6次改正 平成16年9月30日 社援発第0930007号	第6次改正 平成16年9月30日 社援発第0930007号
第7次改正 平成17年6月29日 社援発第0629026号	第7次改正 平成17年6月29日 社援発第0629026号
第8次改正 平成18年1月24日 雇児発第0124001号・社援発第0124003号・老発第0124002号	第8次改正 平成18年1月24日 雇児発第0124001号・社援発第0124003号・老発第0124002号
第9次改正 平成18年3月31日 社援発第0331004号	第9次改正 平成18年3月31日 社援発第0331004号
第10次改正 平成22年3月29日 社援発0329第116号	第10次改正 平成22年3月29日 社援発0329第116号
第11次改正 平成25年5月15日 社援発0515第4号	第11次改正 平成25年5月15日 社援発0515第4号
第12次改正 令和元年5月27日 社援発0527第1号	第12次改正 令和元年5月27日 社援発0527第1号
第13次改正 令和3年*月*日 社援発***第*号	

都道府県知事 各 指定都市市長 殿	都道府県知事 各 指定都市市長 殿
厚生省社会局長	厚生省社会局長
社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて	社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて
<p>標記については、別途厚生事務次官から「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日厚生省社第497号）、「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（昭和62年7月16日厚生省社第529号）、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号）及び「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（昭和44年6月25日厚生省社第146号）をもって通知され、本年4月1日から実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管下社会福祉施設に対し周知徹底のうえ格段の御指導を願いたい。</p>	<p>標記については、別途厚生事務次官から「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日厚生省社第497号）、「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（昭和62年7月16日厚生省社第529号）、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号）及び「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（昭和44年6月25日厚生省社第146号）をもって通知され、本年4月1日から実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管下社会福祉施設に対し周知徹底のうえ格段の御指導を願いたい。</p>
別紙	別紙
施設機能強化推進費実施要綱	施設機能強化推進費実施要綱
<p>第1 目的</p> <p>施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導体制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。</p>	<p>第1 目的</p> <p>施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導体制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。</p>
第2	第2
1 事業の種類及び内容	1 事業の種類及び内容

<p>(1) 種類</p> <p>① 社会復帰等自立促進事業</p> <p>ア 施設入所者社会復帰促進事業</p> <p>イ 心身機能低下防止事業</p> <p>ウ 処遇困難事例研究事業</p> <p>② 専門機能強化事業</p> <p>ア 介護機能強化事業</p> <p>イ 機能回復訓練機能強化事業</p> <p>ウ 技術訓練機能強化事業</p> <p>③ 総合防災対策強化事業</p> <p>(2) 内容</p> <p>別表のとおり</p> <p>2 事業の選択</p> <p>事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。</p> <p>3 加算の方法等</p> <p>事業を実施しようとする施設から、別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。</p> <p>なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所者処遇の向上等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p>	<p>(1) 種類</p> <p>① 社会復帰等自立促進事業</p> <p>ア 施設入所者社会復帰促進事業</p> <p>イ 心身機能低下防止事業</p> <p>ウ 処遇困難事例研究事業</p> <p>② 専門機能強化事業</p> <p>ア 介護機能強化事業</p> <p>イ 機能回復訓練機能強化事業</p> <p>ウ 技術訓練機能強化事業</p> <p>③ 総合防災対策強化事業</p> <p>(2) 内容</p> <p>別表のとおり</p> <p>2 事業の選択</p> <p>事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。</p> <p>3 加算の方法等</p> <p>事業を実施しようとする施設から、別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。</p> <p>なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所者処遇の向上等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p>
--	--

<p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度とすること。</p> <p>(2) 1施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額 75 万円以内(ただし、第 2 の 1 の (1) の①及び②の事業のみを行う場合は年額 50 万円以内とし、婦人保護施設の一時保護所については第 2 の 1 の (1) の③の事業のみを対象とし年額 45 万円以内とする。)、通所・利用施設にあっては年額 45 万円以内とする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、1施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫補助の対象としないこと。</p> <p>(3) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は次の算式により算定すること。(ただし、10 円未満は四捨五入)</p> <p>単価＝認定額／(定員×12 月)</p> <p>(4) デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については、同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>4 支出対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費) ・ 役務費(通信運搬料) ・ 旅費 ・ 謝金 ・ 備品購入費 ・ 原材料費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 賃金(総合防災対策強化事業に限る。) ・ 委託費(総合防災対策強化事業に限る。) 	<p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度とすること。</p> <p>(2) 1施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額 75 万円以内(ただし、第 2 の 1 の (1) の①及び②の事業のみを行う場合は年額 50 万円以内とし、婦人保護施設の一時保護所については第 2 の 1 の (1) の③の事業のみを対象とし年額 45 万円以内とする。)、通所・利用施設にあっては年額 45 万円以内とする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、1施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫補助の対象としないこと。</p> <p>(3) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は次の算式により算定すること。(ただし、10 円未満は四捨五入)</p> <p>単価＝認定額／(定員×12 月)</p> <p>(4) デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については、同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>4 支出対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費) ・ 役務費(通信運搬料) ・ 旅費 ・ 謝金 ・ 備品購入費 ・ 原材料費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 賃金(総合防災対策強化事業に限る。) ・ 委託費(総合防災対策強化事業に限る。)
---	---

<p>5 対象施設</p> <table border="1"> <tr> <th>入所施設</th> <th>通所・利用施設</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者情報提供施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 聴覚障害者情報提供施設 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 </td> <td></td> </tr> </table>	入所施設	通所・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者情報提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 聴覚障害者情報提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 		<p>5 対象施設</p> <table border="1"> <tr> <th>入所施設</th> <th>通所・利用施設</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生援護施設等 ・ 身体障害者福祉工場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 盲人ホーム ・ 聴覚障害者情報提供施設 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 </td> <td></td> </tr> </table>	入所施設	通所・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生援護施設等 ・ 身体障害者福祉工場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 盲人ホーム ・ 聴覚障害者情報提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 	
入所施設	通所・利用施設																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者情報提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 聴覚障害者情報提供施設 																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 																	
入所施設	通所・利用施設																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生援護施設等 ・ 身体障害者福祉工場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館 ・ 盲人ホーム ・ 聴覚障害者情報提供施設 																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 ・ 一時保護所 																	
<p>第3 特別事業</p> <p>1 救護施設居宅生活訓練事業（以下「居宅生活訓練事業」という。）</p> <p>(1) 目的 救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。</p> <p>(2) 対象者 本事業の対象者は、生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、1年間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能となると認められる者のうちから、当該施設の施設長により選定された者とする。こと。 なお、選定に当たっては、対象者に対し、事前に本事業の目的及び内容を十分説明し、その実施について了解を得ること。 また、本事業の対象として訓練を実施した結果、退所することができなかった者は、一定期間本事業の対象者としなないこと。</p>	<p>第3 特別事業</p> <p>1 救護施設居宅生活訓練事業（以下「居宅生活訓練事業」という。）</p> <p>(1) 目的 救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。</p> <p>(2) 対象者 本事業の対象者は、生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、1年間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能となると認められる者のうちから、当該施設の施設長により選定された者とする。こと。 なお、選定に当たっては、対象者に対し、事前に本事業の目的及び内容を十分説明し、その実施について了解を得ること。 また、本事業の対象として訓練を実施した結果、退所することができなかった者は、一定期間本事業の対象者としなないこと。</p>																

<p>(3) 実施施設の指定 本事業を実施しようとする施設は、毎年度、事業に係る申請書を都道府県知事に提出し、その指定を受けること。</p> <p>(4) 実施機関との連携 事業終了後、居宅生活を送ることが可能となった者については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなるので、十分な連絡調整を図ること。</p>	<p>(3) 実施施設の指定 本事業を実施しようとする施設は、毎年度、事業に係る申請書を都道府県知事に提出し、その指定を受けること。</p> <p>(4) 実施機関との連携 事業終了後、居宅生活を送ることが可能となった者については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなるので、十分な連絡調整を図ること。</p>								
<p>(5) 対象者の居住場所及び設備 ア 訓練用住居は、本事業を実施する救護施設（以下「実施施設」という。）の近隣に確保し、通常の生活に必要な設備を有すること。 イ 居室は個室とすること。 ウ 緊急時等の対応のため、電話設備を設けること。なお、電話設備については、携帯電話での対応でも差し支えないこととする。</p>	<p>(5) 対象者の居住場所及び設備 ア 訓練用住居は、本事業を実施する救護施設（以下「実施施設」という。）の近隣に確保し、通常の生活に必要な設備を有すること。 イ 居室は個室とすること。 ウ 緊急時等の対応のため、電話設備を設けること。</p>								
<p>(6) 訓練期間・対象人員 訓練期間は、原則1年間とし、この期間の対象人員は2名から 10名程度とすること。 ただし、訓練期間の延長により退所が見込まれる者については、さらに1年以内の延長を認める。</p>	<p>(6) 訓練期間・対象人員 訓練期間は、原則1年間とし、この期間の対象人員は2名から 5名程度とすること。 ただし、訓練期間の延長により退所が見込まれる者については、さらに1年以内の延長を認める。</p>								
<p>(7) 職員の実施体制 本事業の実施に当たっては、原則として、次の数の職員を配置することとし、本事業についての実務上の責任者（居宅生活訓練事業担当責任者）を専任職員として1名配置すること。</p> <table border="1" data-bbox="327 1892 614 2004"> <tr> <th>対象人員</th> <th>職員数</th> </tr> <tr> <td>10名以上</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>6～9名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>2～5名</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>なお、施設入所の状態から訓練を経て地域へ移行する支援の連続性を考慮し、事業対象者となることが見込まれる者との関わり合いを継</p>	対象人員	職員数	10名以上	4名	6～9名	3名	2～5名	2名	<p>(7) 職員の実施体制 本事業の実施に当たっては、原則として、2名以上の職員を配置することとし、本事業についての実務上の責任者（居宅生活訓練事業担当責任者）を専任職員として1名配置すること。</p>
対象人員	職員数								
10名以上	4名								
6～9名	3名								
2～5名	2名								

<p>継続的に持ちながら訓練に移行するなど対象者が円滑に訓練に移行できるように配慮した支援となるよう努めること。</p> <p>また、本事業は、施設入所者の処遇の一環として実施するもので、実施施設と十分連携協力体制をとり実施すること。</p>	<p>また、本事業は、施設入所者の処遇の一環として実施するもので、実施施設と十分連携協力体制をとり実施すること。</p>
<p>(8) 事業の実施及び訓練内容</p> <p>本事業の実施に当たっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、次の指導項目について、あらかじめ訓練計画を定め、効果的に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） ・社会生活訓練（公共交通機関の利用、通院、買い物、対人関係の構築等） ・その他、自立生活に必要な訓練 	<p>(8) 事業の実施及び訓練内容</p> <p>本事業の実施に当たっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、次の指導項目について、あらかじめ訓練計画を定め、効果的に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） ・社会生活訓練（公共交通機関の利用、通院、買い物、対人関係の構築等） ・その他、自立生活に必要な訓練
<p>(9) 他事業との連携について</p> <p>本事業の実施に当たっては、居住不安定者等居宅生活移行支援事業及び保護施設通所事業を有効に活用するなどにより、救護施設に入所している利用者の地域移行や地域生活移行後の居宅生活継続に向けた支援を積極的に行うこと。</p>	<p>(9) 他事業との連携について</p> <p>本事業の実施に当たっては、地方自治体においてセーフティネット補助金で実施する居住支援事業と連携するなどにより、救護施設に入所している利用者の地域移行や地域生活移行後の居宅生活継続に向けた支援を積極的に行うこと。</p>
<p>(10) その他留意事項</p> <p>本事業の実施期間中は、衛生管理、健康管理について十分配慮すること。</p> <p>本事業の実施に当たっては、訓練中の事故の防止について十分留意すること。</p> <p>特に夜間においては、火災等に備えて最善の注意を払うこと。</p>	<p>(10) その他留意事項</p> <p>本事業の実施期間中は、衛生管理、健康管理について十分配慮すること。</p> <p>本事業の実施に当たっては、訓練中の事故の防止について十分留意すること。</p> <p>特に夜間においては、火災等に備えて最善の注意を払うこと。</p>
<p>2 加算の方法等</p> <p>都道府県知事は、事業を実施しようとする施設から、別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業内容及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p>	<p>2 加算の方法等</p> <p>都道府県知事は、事業を実施しようとする施設から、別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業内容及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p>

<p>(1) 事業の限度額</p> <p>本事業の実施に要する経費は、利用者数に応じて次に定める額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="293 1330 644 1576"> <thead> <tr> <th>利用者数</th> <th>限度額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10名以上</td><td>114万6170円</td></tr> <tr><td>9名</td><td>106万8670円</td></tr> <tr><td>8名</td><td>99万1170円</td></tr> <tr><td>7名</td><td>91万3670円</td></tr> <tr><td>6名</td><td>83万6170円</td></tr> <tr><td>5名</td><td>75万8670円</td></tr> <tr><td>4名</td><td>68万1170円</td></tr> <tr><td>3名</td><td>60万3670円</td></tr> <tr><td>2名</td><td>52万6170円</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、訓練期間内における各月初日における本事業の対象者数が原則として2名を下回る場合は、支弁の対象としない。</p> <p>なお、事業対象者の地域移行の結果や、やむを得ない事情により、一時的（原則3ヶ月程度）に利用者が2名を下回る場合（1名を下限とする）は、支弁の対象とすることができるものとする。</p> <p>その際の本事業の実施に要する経費は、1施設あたり月額44万8670円を限度とする。</p>	利用者数	限度額（月額）	10名以上	114万6170円	9名	106万8670円	8名	99万1170円	7名	91万3670円	6名	83万6170円	5名	75万8670円	4名	68万1170円	3名	60万3670円	2名	52万6170円	<p>(1) 事業の限度額</p> <p>本事業の実施に要する経費は、利用者が5名以上の場合は、1施設あたり月額75万8670円、利用者が3名及び4名の場合は、1施設あたり月額60万3670円、利用者が2名の場合は、1施設あたり月額52万6170円を限度とする。</p> <p>ただし、訓練期間内における各月初日における本事業の対象者数が原則として2名を下回る場合は、支弁の対象としない。</p> <p>なお、事業対象者の地域移行の結果や、やむを得ない事情により、一時的（原則3ヶ月程度）に利用者が2名を下回る場合（1名を下限とする）は、支弁の対象とすることができるものとする。</p> <p>その際の本事業の実施に要する経費は、1施設あたり月額44万8670円を限度とする。</p>
利用者数	限度額（月額）																				
10名以上	114万6170円																				
9名	106万8670円																				
8名	99万1170円																				
7名	91万3670円																				
6名	83万6170円																				
5名	75万8670円																				
4名	68万1170円																				
3名	60万3670円																				
2名	52万6170円																				
<p>(2) この加算額は、各月に支弁する事務費に加えて認定額を支弁するものとする。</p> <p>認定額 = 居宅生活訓練事業加算分保護単価 × その施設の各月初日の入所実人員</p> <p>※ 居宅生活訓練事業加算分保護単価（10円未満については四捨五入） = 1施設当たりの月額／その施設の訓練期間各月初日の定員</p>	<p>(2) この加算額は、各月に支弁する事務費に加えて認定額を支弁するものとする。</p> <p>認定額 = 居宅生活訓練事業加算分保護単価 × その施設の各月初日の入所実人員</p> <p>※ 居宅生活訓練事業加算分保護単価（10円未満については四捨五入） = 1施設当たりの月額／その施設の訓練期間各月初日の定員</p>																				

<p>3 事業対象者の効果測定 事業者は、事業期間終了時までには事業対象者に係る事業の効果測定（達成度、目標との比較等）を行い、保護の実施機関に報告するものとする。また、保護の実施機関は当該報告についてケース診断会議等において検討を行い、支援方針に反映し、併せて決定内容について事業者に対し通知を行うものとする。</p>	<p>3 事業対象者の効果測定 事業者は、事業期間終了時までには事業対象者に係る事業の効果測定（達成度、目標との比較等）を行い、保護の実施機関に報告するものとする。また、保護の実施機関は当該報告についてケース診断会議等において検討を行い、支援方針に反映し、併せて決定内容について事業者に対し通知を行うものとする。</p>
<p>第4 報告等</p> <p>1 本事業の経理は、「<u>社会福祉法人会計基準</u>」（平成28年3月厚生労働省令第79号）及び<u>社会福祉法人会計基準関連通知</u>により行うものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。</p> <p>2 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。 また、特別事業を実施した施設については、別紙様式2の居宅生活訓練事業実施報告書も併せて提出すること。</p> <p>3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。</p> <p>4 都道府県知事は、居宅生活訓練事業実施報告書の写しを毎年5月末日までに本職あて提出すること。</p>	<p>第4 報告等</p> <p>1 本事業の経理は、<u>昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」</u>により行うものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。</p> <p>2 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。 また、特別事業を実施した施設については、別紙様式2の居宅生活訓練事業実施報告書も併せて提出すること。</p> <p>3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。</p> <p>4 都道府県知事は、居宅生活訓練事業実施報告書の写しを毎年7月末日までに本職あて提出すること。</p>
<p>第5 その他 本制度の新設により、従来の「地域参加・交流促進費加算制度」は、昭和62年3月31日をもって廃止するものである。</p>	<p>第5 その他 本制度の新設により、従来の「地域参加・交流促進費加算制度」は、昭和62年3月31日をもって廃止するものである。</p>

(別表) (略)

(別紙様式1) (略)

(旧)

(別紙様式2)

居宅生活訓練事業実施報告書

令和 年 月 日

- 1 施設名:
- 2 施設所在地:
- 3 設置主体:
- 4 経営主体:
- 5 実施状況:

訓練を受けた者	年齢	訓練期間	退所年月日	生活訓練等の実施状況	障害等の状況	退所後の通所先等	備考
A		月～月					
B		月～月					
C		月～月					
D		月～月					
E		月～月					

6 「やむを得ない理由」

(記載上の注意)

- 1 この表は、居宅生活訓練事業を行った対象者すべてについて記入すること。
- 2 居宅生活訓練事業を行った対象者のうち、「やむを得ない理由」により退所ができなかった場合には、その理由を個々に記入すること。

(新)

(別紙様式2)

居宅生活訓練事業実施報告書

令和 年 月 日

- 1 施設名:
- 2 施設所在地:
- 3 設置主体:
- 4 経営主体:
- 5 実施状況:

訓練を受けた者	年齢	訓練期間	退所年月日	生活訓練等の実施状況	障害等の状況	退所後の通所先等	備考
A		月～月					
B		月～月					
C		月～月					
D		月～月					
E		月～月					

6 「やむを得ない理由」

(記載上の注意)

- 1 この表は、居宅生活訓練事業を行った対象者すべてについて記入すること。**記入枠が不足する場合は適宜、行を追加して記入すること。**
- 2 居宅生活訓練事業を行った対象者のうち、「やむを得ない理由」により退所ができなかった場合には、その理由を個々に記入すること。

2. 介護施設等に対する周知の依頼

- 各都道府県におかれましては、対象となる施設等に対して本事業の内容が伝わるよう、関係団体を通じて周知、ホームページでの周知等、地域の実情に応じた周知を行っていただきますよう、お願いいたします。その際には、別紙2「介護施設等に対する布マスクの配布希望の申出に関するリーフレット」をご活用ください。

3. その他

- 先日発出した「介護施設等に対する布製マスクの配布について」(令和2年8月4日厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)事務連絡)については廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

以上

担当者連絡先 マスク等物資対策班(布マスク担当)
 TEL. 03(5253)1111 内線8363
 03(3595)3439(夜間直通)
 MAIL: nunomask@mhlw.go.jp

配布希望の募集対象となる施設・サービス等の種類

介護施設・事業所等(注1)、障害福祉サービス等施設・事業所(注2)、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等(注3)、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部(各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分)、保護施設等(注4)

(注1) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護(健康保険法指定事業所を含む。)、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)

(※) 在宅サービス利用者分の配布方法等については、別途お示しいたします。

(注2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害者入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

(注3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

(注4) 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設(社会事業授産施設を含む)、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関

布マスクの配布に関するお知らせ

布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

1 布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに對して国から布マスクを配布してきました。

現在、介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し配布することとしました。希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちら](#)のP.4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

3 配布枚数

原則として100枚単位で各施設等で必要な枚数を配布します。

※ 記入様式に必要な枚数をご記入ください。ただし、申出状況により配布枚数を調整させていただきますことがあります。

※ 100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要な事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

（様式・詳細はこちら）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

！ 送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いするものではありません。ご注意ください。

布製マスクの配布希望の申出方法

メールによる申請

ホームページへアクセス

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html）

1

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

2

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

3

申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただきます場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

Q&A

Q.いつまで受け付けていますか？

A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q.一つの法人で複数の事業所を運営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能ですでしょうか。

A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。

業務プロセス・システム標準化(スケジュール)

「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議」

2019年度			2020年度										2021年度					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
● 第1回関係府省会議			● 第1回政府CIOヒアリング			● 第2回政府CIOヒアリング			● 第3回政府CIOヒアリング			● 第4回政府CIOヒアリング						● 第4回関係府省会議
○ 第1グループ：介護・障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																		
1-1 検討会・WGの設置準備(人選・依頼)						1-2 検討会・WGの開催												
2-1 自治体に主要論点照会		2-3 主要論点整理					2-4 主要論点検討					4-1 標準仕様（各省検討事項）案の作成 ・主要論点検討で決定した事項を、「標準的な業務フロー」「機能要件」に反映 ・自治体の規模による差も検討・調整			4-2 自治体照会		4-4標準仕様（各省検討事項）の決定	
2-2 関係ベンダ調査・主要論点照会		3-1 業務フロー（BPMN）作成					3-2 機能要件の検討					4-3 関係ベンダ照会						
○ 国保																		
国保標準システムの課題と対応策を別途検討																		
○ 第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民年金・後期高齢者医療・生活保護・健康管理・児童扶養手当、子ども・子育て支援													第1グループと同作業（2022年8月まで）					
○ 共通検討事項																		
A 非機能要件・SLAの精査			B 自治体・ベンダ照会			C 非機能要件・SLAの決定												

「新経済・財政再生計画改革工程表2019(評価案)」(令和2年12月18日)(抄)

5-2 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

○国・地方を通じた各分野の業務プロセス・情報システムの標準化・共有化と、すべての自治体における標準化されたデジタルインフラの整備を国が主導していく。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2020年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
7	<p>国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施</p> <p>ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <p>・児童手当（内閣府） ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税（総務省） ・就学（文部科学省） ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当（厚生労働省） ・子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）</p> <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。</p>	<p>→令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務（17業務）のうち、9業務（※）について標準仕様作成に向けた検討開始済み。2021年夏に標準仕様を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様（第1.0版）を作成済。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合 【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

「新経済・財政再生計画改革工程表2019(評価案)」(令和2年12月18日)(抄)

取組事項	実施年度		K P I	
	2020年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
	<p>このほか、各省は以下の事項に取り組む。</p> <p>(1) 住民記録(総務省) すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹システムとの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。</p> <p>(2) 地方税(総務省) 地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p>	<p>⇒令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務(17業務)のうち、9業務(※)について標準仕様作成に向けた検討開始済。2021年夏に標準仕様を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様(第1.0版)を作成済。</p>		

「新経済・財政再生計画改革工程表2019(評価案)」(令和2年12月18日)(抄)

取組事項	実施年度		K P I	
	2020年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化	<p>(3) 社会保障(厚生労働省) 国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスやシステム設計に見直すことにより、導入自治体を広げるための改善策を検討する。</p> <p>介護保険・障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議(仮称)」の方針を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p> <p>児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。</p> <p>(4) 教育(文部科学省) 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに自治体の業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、1年以内に標準仕様書を作成する。</p>	<p>⇒令和2年10月時点で、情報システムの標準化の対象業務(17業務)のうち、9業務(※)について標準仕様作成に向けた検討開始済。2021年夏に標準仕様を作成予定。残りの8業務については、2022年夏に標準仕様を作成予定。</p> <p>※うち、住民記録システムについては2020年9月に標準仕様(第1.0版)を作成済。</p>		

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進 (◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度(令和2年度)に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(児童手当(内閣府)、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税(総務省)、就学(文部科学省)、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当(厚生労働省)並びに子ども・子育て支援(内閣府、厚生労働省))について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。各府省は以下の事項に取り組み、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年(令和3年)通常国会に提出する。その上で、国が財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う。その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、17業務の標準化並びに共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

①住民記録(総務省)

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書(第1.0版)を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書(第1.0版)を改定する。

②地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)、選挙人名簿管理(総務省)

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障(厚生労働省)

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

④教育(文部科学省)

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年(令和3年)夏までに標準仕様書を作成する。

⑤児童手当(内閣府)、子ども・子育て支援(内閣府・厚生労働省)

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年(令和4年)夏までに標準仕様書を作成する。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は連絡会議を通じて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行う。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の2026年度(令和8年度)までに2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は2025年度(令和7年度)までに2020年度(令和2年度)比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

KPI: 対象業務に対して、実際に標準仕様書が作成された業務の割合

KPI: 標準仕様書が作成された業務における当該標準仕様書が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

KPI: 地方公共団体の情報システムの運用経費等(2026年度(令和8年度)に2018年度(平成30年度)比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す)

【要旨】

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、いくつかの自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA(※)等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施し、その課題や効果を検証するほか、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。
(※) Robotic Process Automation:ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

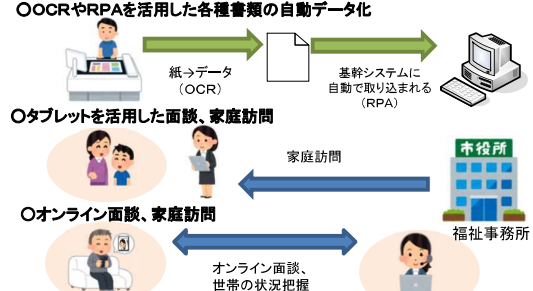
- 以下の取組例の他、自治体の創意工夫による取組に対して補助
 - (取組例①) ITの導入による生活保護業務のデジタル化
 - ・ RPAを活用した収入申告書類等の自動データ化
 - ・ 音声認識が可能なAIを活用した訪問記録のテキスト化
 - ・ タブレットの導入による生活保護申請時の面談記録や訪問記録の電子化
 - (取組例②) 訪問調査活動等の生活保護業務のオンライン化
 - 定期的な訪問調査活動等について、オンラインにより実施可能な体制を整備し、可能な範囲で非対面で行う。
 - 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。
- 【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体
【所要額】381,600千円(1自治体当たり 12,720千円 × 30自治体程度)

2. 調査研究委託事業

- 各自治体における生活保護の業務プロセスや生活保護基幹システムの標準化を行うための調査研究
 - 1による自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、事業の成果を評価、整理するための調査研究
- 【所要額】94,418千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】

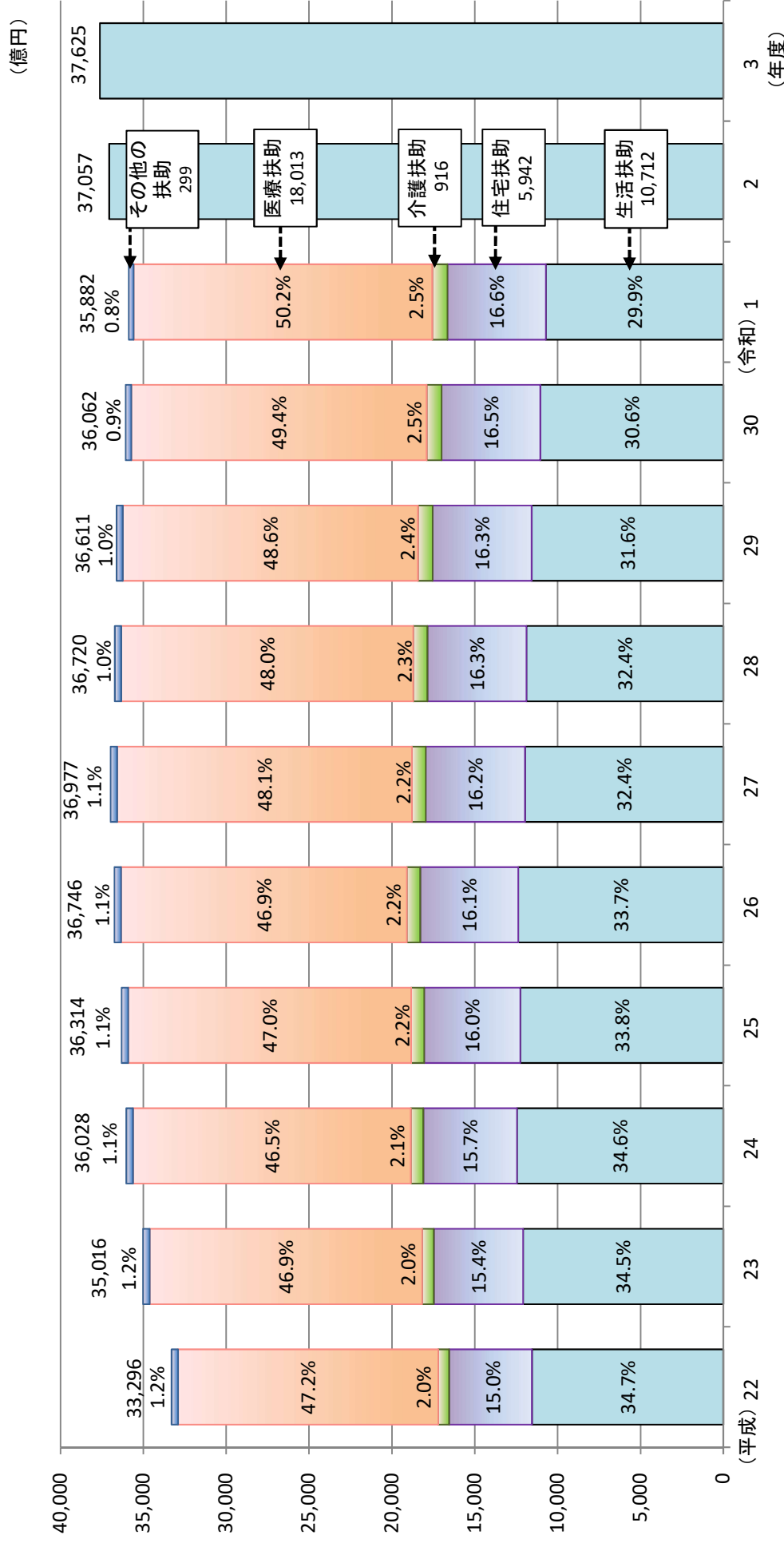


【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.8兆円(令和3年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和元年度までは実績額、令和2年度は補正後予算、令和3年度は当初予算(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4